

# 適格機関投資家等特例業務の 実務 Q&A【21選】

～「特例業務ひな形書面集」を受講特典として進呈～

講師 <sup>ごとうしんご</sup> 後藤慎吾 氏

荒巻・後藤法律事務所  
弁護士・ニューヨーク州弁護士

日時 2019年10月23日(水) 午後2時00分～午後5時00分

特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務との関係で遵守すべき金融商品取引法・犯罪収益移転防止法等の規制について概観した上で、以下に記載した21の質問に答えつつ実務上陥りがちな法的問題点について解説します。また、特例業務を行うためには顧客管理票等や特定事業者作成書面等といった様々な書面を作成・保存する必要がありますが、それらについて講演者が実務で実際に使用している「特例業務関連書面ひな形集」に基づいて留意点を説明します。希望者にはひな形集のデータも進呈します。

## 1. 適格機関投資家等特例業務の要件

- Q1 特例業務の7つの要件とはどのようなものですか？
- Q2 投資家要件の確認方法を教えてください。また確認結果記録はどのようなものを作成すべきですか？
- Q3 他のファンドから出資を受ける場合や他のファンドに出資する場合に法規制はありますか？
- Q4 特例業務の7つの要件との関係で陥りやすい法的問題点としてどのようなものがありますか？

## 2. 金商法の行為規制とその他の法律の規制

- Q5 特例業務に関連して作成・保存すべき書面の全体像を教えてください。
- Q6 契約締結前交付書面を作成する上で留意すべき点はありますか？
- Q7 特例業務届出者が金融商品取引法の開示規制との関係で対応すべきことはありますか？
- Q8 適合性の原則との関係で作成が必要となる顧客管理票等とはどのようなものですか？
- Q9 「私募・運用を適切に行っていないと認められる状況」の該当性はどのように判断したらよいですか？
- Q10 ファンド財産について分別管理を行う際に気を付けるべきことはありますか？
- Q11 特例業務を行う上で顧客について一般投資家・特定投資家の管理を行う必要はありますか？
- Q12 特例業務届出者は社内体制の整備を行う必要がありますか？
- Q13 取引時確認以外に犯罪収益移転防止法に基づいてどのようなことを行う必要がありますか？
- Q14 「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」とはどのようなものですか？
- Q15 金融商品取引法・犯罪収益移転防止法以外の法律で注意すべきものはありますか？

## 3. 手続上の義務と帳簿書類の作成・保存義務

- Q16 金融当局に届け出るべき事項や提出すべき書面としてどのようなものがありますか？
- Q17 私募に係る取引記録、顧客勘定元帳及び運用明細書(帳簿書類)の作成上の留意点はありますか？

## 4. 金融当局の検査・監督方針と行政処分事例の紹介

- Q18 金融当局で検査・監督の見直しが行われているとのことですがその概要はどのようなものですか？
- Q19 今事務年度における特例業務届出者の検査・監督の方針はどのようなものですか？
- Q20 特例業務届出者に対する行政処分事例の類型別の集計結果を教えてください。
- Q21 金融商品取引業者に対する行政処分事例で特例業務届出者が参考にすべきものはありますか？

～質疑応答～

法律事務所ご所属(企業等にご出向・派遣中を含む)の方は、お申込ご遠慮下さい。

【講師紹介】2003年の弁護士登録後、あさひ・狛法律事務所(現西村あさひ法律事務所)・外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所を経て2016年に荒巻・後藤法律事務所を開設。早稲田大学法学部・カリフォルニア大学バークレー校ロースクール(LL.M.)各卒業。主要取扱分野は金融レギュレーション・ファンド・ベンチャー・不動産。ファンド法務に特化したウェブサイト「FundBizLegal」(<https://fundbizlegal.jp>)において積極的に情報を発信している。著書に「適格機関投資家等特例業務の実務—平成27年改正金商法対応」(中央経済社)がある。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **金融財務研究会** Facebook: <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>  
<https://www.kinyu.co.jp> Blog: <https://www.kinyu.co.jp/blog/>

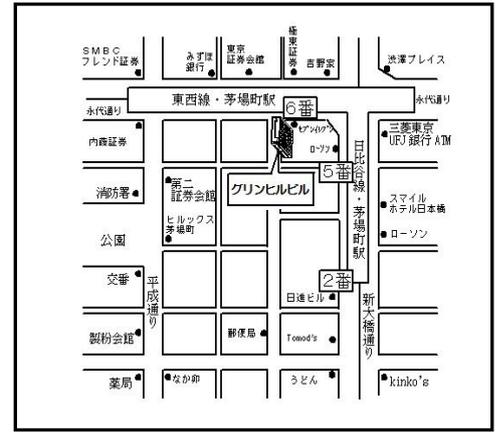


開催日

2019年10月23日(水)  
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき35,200円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき30,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱 UFJ 銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

切らずにこのままお送り下さい

適格機関投資家等特例業務の  
実務Q&A【21選】

10/23

参加申込書

FAX 03-5695-8005

2019年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

\*セミナーコード 1949 (Law-k191949)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。